

郡山市公共施設照明LED化業務に係るプロポーザル審査委員会設置要綱

令和4年5月16日制定

〔財務部公有資産マネジメント課〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市公共施設照明LED化業務に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 実施要領及び仕様書の内容確認に関すること。
- (2) 業務提案書の審査要領の決定に関すること。
- (3) 業務提案書等の審査及び契約候補者の特定に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第3条 審査会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、別表のとおりとする。

(委員長の職務等)

第4条 審査会に委員長を置く。

- 2 委員長は、財務部長とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、財務部次長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議は、必要に応じて、書面又は電子メールにより開催することができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 5 会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、公有資産マネジメント課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月16日から施行する。

別表

委 員
財務部長
財務部次長
総務法務課長
公有資産マネジメント課長
環境政策課長
建築課長
教育委員会事務局教育総務部総務課長
その他、委員長が必要と認める者